



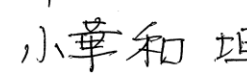

(7) 監事による監査報告書

監査報告書

2016年5月18日

学校法人 北星学園
理 事 会 御 中
評 議 員 会 御 中

学校法人 北星学園

監 事  
監 事  

私たち学校法人北星学園の監事は、私立学校法第37条第3項及び学校法人北星学園寄附行為第9条第3号に基づき、2015年度（2015年4月1日から2016年3月31日まで）における業務及び財産状況の監査を行いましたので、以下のとおり報告いたします。

1. 監査方法について

1) 業務について

理事会、評議員会等の重要な会議への出席、常務理事等からの業務執行状況に関する聴取及び重要な会議記録・決裁書類の閲覧などの必要と思われる監査手続きを実施し、業務の妥当性を検討いたしました。

2) 財産状況について

監査法人からの会計監査の方法・内容に関する報告・説明を受け、財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書並びに会計帳簿等の閲覧など必要と思われる監査手続きを実施し、計算書類等の正確性を検討いたしました。

2. 監査結果について

- 1) 財務に関する計算書類は、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）に準拠しており、学校法人北星学園の収支、財政及び財産状況を適正かつ正確に示しているものと認めます。
- 2) 文部科学大臣又は理事会及び評議員会に報告すべき、学校法人の業務又は財産に関する不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実は認められません。

3. その他

監事の職務・役割の重要性を鑑みて、今後、監査計画の策定及び監査方法の検討等を行うことで、監査の充実を図っていくこととします。

以 上